

2020年3月6日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

全国建設労働組合総連合（全建総連）
中央執行委員長 吉田 三男

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策・対応に関する要請書

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策・対応につきましては、この間貴省でも取り組んで頂いておりますが、建設現場従事者においても感染者が発生し、中国産の建設資材の供給遅延等による工事及び業務の一時中止措置等が取られるなど、建設現場における影響が出ています。

つきましては、現場労働者、一人親方、下請業者等に対しても対策を講じていただきますよう、以下の項目について要請いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について、雇用保険に加入していないパートタイム労働者等も対象とされていることをふまえ、不安定就労が多い建設業における個人請負者、一人親方等についても、助成の対象とすること。
2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、建設現場の閉所、工事の一時中断等がされた場合、日給月払い制の給与形態が多い建設技能労働者の実態を考慮し、建設技能労働者、個人請負者、一人親方等が有給の特別休暇を取得できるよう、必要な措置を講じること。

以上